

社会福祉法人 こそせ福社会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 こそせ福社会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、理事会、評議員会の出席に応じ、次のように報酬を支給する。

役職	支給の単位	金額
理事長	年俸とし、各種会議の出席ごとに支給しない	1,200,000円
理事	監査、理事会及び評議員会の出席につき（1日10,000円限度）	10,000円
監事	監査の出席につき（1日10,000円限度）	10,000円
	理事会及び評議員会の出席につき（1日10,000円限度）	10,000円
評議員	評議員会の出席につき（1日10,000円限度）	10,000円

2 交通費は支給しない。ただし、遠隔地から高速を利用してくる場合は高速代のみ支給する。

(前条の除外)

第3条 前条の支給対象たる役員等は、法人職員としての地位を有さない者に限り支給することとし、併給はしない。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 1. この規程は、2017年6月1日より施行する。
2. この規程を改正し、2021年4月1日から実施する。（2021年度第1回評議員会）